

# 〇諫早市環境保全条例

平成17年3月1日

条例第150号

改正

平成22年12月20日条例第18号

平成23年12月16日条例第22号

平成24年3月27日条例第9号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則（第1条・第2条）

##### 第2節 市の責務（第3条—第14条）

##### 第3節 事業者の責務（第15条—第21条）

##### 第4節 市民の責務（第22条—第25条）

#### 第2章 環境の保全に関する協定（第26条・第27条）

#### 第3章 自然環境の保全（第28条）

#### 第4章 開発行為等の規制（第29条・第30条）

##### 第4章の2 地下水採取の規制（第30条の2—第30条の5）

#### 第5章 生活環境の保全

##### 第1節 清潔の保持（第31条—第33条）

##### 第2節 空地の管理（第34条・第35条）

##### 第3節 し尿浄化槽の管理（第36条）

##### 第4節 電波障害の防止（第37条・第38条）

#### 第6章 公害の防止

##### 第1節 規制基準（第39条—第42条）

##### 第2節 指定施設の規制（第43条—第51条）

#### 第7章 諫早市環境保全審議会（第52条—第59条）

#### 第8章 雑則（第60条—第62条）

#### 第9章 罰則（第63条—第67条）

### 附則

自然環境と生活環境の保全は、人間生存の基盤である。人間は自然とともに生存し、そのはかり知れない恩恵のもとに今日の繁栄を築いてきた。とりわけ諫早市の恵まれた豊かな自然及び生活環境は、われわれが祖先から受け継いだ貴重な遺産であり市民の誇りでもある。これを保全し子孫に伝えることは、われわれに課せられた責務である。しかるに社会経済の発展と都市化の進展は、ややもすると環境を侵害し市民生活を脅かすおそれがある。いまや諫早市民は健康で住みよい生活を確保するため、自然環境と生活環境の侵害を防止し、明るく住みよいまちづくりに総力をあげなければならない。ここに、われわれ諫早市民は、あらゆる手段をつくして健康で安全かつ快適な生活を確保することを宣言して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、市、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び環境基本法（平成5年法律第91号）の趣旨にのっとり、関係法令に特別の定めがあるもののほか良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系を構成する土地、大気、水及び動植物をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動による自然環境及び生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康又は良好な環境が阻害されることをいう。
- (5) 開発行為 主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (6) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設又は作業場であって、公害の原因となるおそれのある物質を発生又は排出するもので規則で定めるものをいう。

##### 第2節 市の責務

（基本的責務）

第3条 市は、良好な環境を保全するため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(環境の保全)

第4条 市は、良好な環境の保全に努めるとともに、環境の保全に関する市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

(知識の普及)

第5条 市は、良好な環境の保全に関する知識の普及に努めなければならない。

(監視、測定等)

第6条 市は、良好な環境の保全のため、必要に応じ、監視、測定及び調査を実施しなければならない。

(結果の公表)

第7条 市は、前条の規定による監視、測定及び調査の結果を公表しなければならない。

2 前項において、良好な環境を著しく侵害している者があるときは、必要に応じ、その者を公表するものとする。

(苦情の処理)

第8条 市は、市民から良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、適切に処理しなければならない。

(和解のあっせん)

第9条 市は、良好な環境の侵害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解のあっせんをすることができる。

(事業者に対する援助)

第10条 市は、事業者が良好な環境の保全のために行う施設の設置、整備又は改善について、資金のあっせん、技術的指導その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第11条 市は、良好な環境を保全するため、公園、道路、下水道、廃棄物処理施設その他の公共施設の整備に努めなければならない。

(地域開発等における配慮)

第12条 市は、海岸の埋立て、土地の造成その他自然環境の変更を伴う地域の開発及び整備については、自然の保護及び公害の防止に十分配慮しなければならない。

(環境監視員の設置)

第13条 市は、良好な環境を侵害する行為の通報及び当該行為の円滑な対策を推進するため、必要に応じ、環境監視員を置くことができる。

(専門調査員の設置)

第14条 市は、良好な環境の保全のため、専門の事項を調査する必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

### 第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第15条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないように、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(努力義務)

第16条 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害を防止するための努力をするとともに、その事業活動による公害に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(自然環境の保全)

第17条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、自然の保護に努め、植生の回復その他の自然環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

(開発行為等についての責務)

第18条 事業者は、開発行為等(第29条第1項に規定する開発行為等をいう。)を行うときは、山林、河川、海浜その他の自然の保護に努めなければならない。

(管理及び監視義務)

第19条 事業者は、良好な環境を侵害しないよう施設を厳重に管理するとともに、その作業状況を常時監視しなければならない。

2 事業者は、施設に事故が発生したときは、速やかにその復旧の措置をとり、周辺の良好な環境を侵害しないよう万全の対策を講じなければならない。

(公害防止技術の研究等)

第20条 事業者は、常に公害の防止に関する技術の研究及び開発に努めなければならない。

(建設作業の周知)

第21条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定建設作業を施工する者は、作業場の付近住民に対し、その建設作業の内容、作業時間、騒音の防止の方法その他騒音又は振動を防止するための必要な措置について周知させなければならない。

### 第4節 市民の責務

(基本的責務)

第22条 市民は、良好な環境の保全に関する意識を高め、健康で快適な生活を営む権利が侵害されないようその確保に努めるとともに、自然を侵害し、公害を発生させ、又はその他の行為によって地域の良好な環境を損な

ってはならない。

(監視及び協力義務)

第23条 市民は、自然の侵害及び公害の発生を監視するとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(自然環境の保全)

第24条 市民は、緑に満ちた豊かな環境を作るため、野生動植物の保護に努め、又は自ら進んで樹木若しくは花を植栽し、及びこれらを保存することにより良好な自然環境の保全に努めなければならない。

(土地、建物等の清潔保持)

第25条 市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する協定

(協定の締結)

第26条 市は、良好な環境を保全するため、あらかじめ事業者と協議し、特に必要があるときは、環境の保全に関する協定を締結することができる。

(協定内容の遵守)

第27条 事業者は、環境の保全に関する協定を締結したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

## 第3章 自然環境の保全

(適正な利用)

第28条 何人も、自然の保護及び育成に対する認識を深めるとともに、キャンプその他自然環境の利用に当たっては、動植物をみだりに採取し、又は汚物若しくは不要物を廃棄することにより自然環境を損傷することのないよう、適正な利用に努めなければならない。

## 第4章 開発行為等の規制

(開発行為等の協議)

第29条 次に掲げる土地の区画形質の変更その他の行為(以下「開発行為等」という。)を行おうとする者(以下「行為者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、当該開発行為等について協議しなければならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項に規定する都市計画区域以外の区域で行われる開発行為であって、当該開発行為の面積が、0.1ヘクタール以上1ヘクタール未満(面積が0.1ヘクタール未満であっても、同一行為者が隣接して開発行為を行い、その面積の合計が0.1ヘクタール以上となる場合を含む。)のもの。ただし、国、地方公共団体又はこれらが設置する公社、公団その他の法人が行うもの及び農業、林業又は漁業の用に供する目的で行うものを除く。

(2) 自然環境及び生活環境の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為等で規則で定めるもの

2 前項の協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 開発行為等の目的
- (2) 開発行為等を行う場所及び面積
- (3) 建築物の用途
- (4) 開発行為等の事業計画
- (5) 自然環境及び生活環境の保全対策
- (6) 文化財又は埋蔵文化財の保護対策
- (7) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項に規定する事項について合意したときは、行為者に対し、協議済書を交付するものとする。

(勧告及び命令)

第30条 市長は、前条第3項の規定による協議済書の交付を受けた行為者が、協議事項を履行しないときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定に違反する者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、開発行為等の中止、計画の変更、原状の回復その他の自然環境及び生活環境の保全に必要な措置をとるべきことを命令することができる。

## 第4章の2 地下水採取の規制

(平23条例22・追加)

(地下水採取の規制)

第30条の2 市は、過剰な地下水の採取による地盤沈下の防止及び地下水の水源の保全を図るため、地下水を採取しようとする者に対し、必要な規制を行うことができる。

(平23条例22・追加)

(地下水採取の協議)

第30条の3 市の区域において、井戸(地下水を採取するための施設をいう。以下同じ。)を設置して地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取しようとする者又は既存の井戸を変更(吐出口の断面積その他協議済書の内容を変更する場合をいう。)して地下水を採取しようとする者は、当該地下水の採取が次の各号のいずれかに該当するときは、井戸の設置又は変更に係る工事(試掘を含む。以下同じ。)を伴う場合にあつては当該工事に着手する前に、当該工事を伴わない場合にあつては実際に地下水を採取する前に市長に届け出て、当該地下水の採取について協議しなければならない。ただし、個人が、当該個人の自家用の井戸を設置し、又は変更して地下水を採取しようとする場合(当該個人が事業に利用するために地下水

を採取しようとする場合を除く。)は、この限りでない。

(1) 吐出口の断面積(同一敷地に限らず吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が21平方センチメートルを超える揚水機による地下水の採取

(2) 地盤沈下(水位低下を含む。)の防止を特に必要とする規則で指定する地域において、吐出口の断面積が10平方センチメートルを超える揚水機で、ストレーナーを地表面下150メートルより浅い位置に設置して行う地下水の採取

2 前項の協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 地下水採取の目的

(2) 地下水採取の場所

(3) 地下水採取の事業計画

(4) 自然環境及び生活環境の保全対策

(5) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項に規定する事項について合意したときは、当該地下水を採取しようとする者に対し、協議済書を交付するものとする。

(平23条例22・追加)

(完成後の報告)

第30条の4 前条第3項の規定による協議済書の交付を受けた者は、前条第1項に規定する井戸の設置又は変更に係る工事竣工後30日以内に完成報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 井戸の位置図及び完成写真

(2) 井戸の構造を示す図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平23条例22・追加)

(勧告及び命令)

第30条の5 市長は、第30条の3第3項の規定による協議済書の交付を受けた者が、協議事項を履行しないときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第30条の3第1項の規定に違反する者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、地下水採取の中止、計画の変更、原状の回復その他第30条の3の協議の趣旨及び協議事項に沿う必要な措置をとるべきことを命令することができる。

(平23条例22・追加)

## 第5章 生活環境の保全

### 第1節 清潔の保持

(資材等の適正管理)

第31条 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等を飛散、流出、脱落又は堆積させて、付近住民の生活環境を侵害してはならない。

(積載物の飛散防止)

第32条 土砂等を積載して運搬する者は、運搬に伴ってその積載物が飛散又は脱落しないよう必要な措置を講じなければならない。

(指導及び勧告)

第33条 市長は、前2条の規定に違反して、付近住民の生活環境を著しく侵害していると認めるときは、当該行為者に対し、その違反行為を是正するため必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

### 第2節 空地の管理

(空地の適正管理)

第34条 空地(宅地化された状態の土地又はこれに準ずる形態の土地で、現にその所有者又は管理者が使用していないものをいう。以下同じ。)の所有者又は管理者は、その空地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じて、付近住民の生活環境を損なうことのないよう、空地を適正に管理しなければならない。

2 空地の所有者又は管理者は、空地を物置場若しくは駐車場として利用し、又は利用させているときは、当該場所に置かれたものによって付近住民に危害を与え、又は著しい迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(勧告及び命令)

第35条 市長は、前条の規定に違反して、その空地の付近住民の生活環境を著しく侵害していると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、雑草、枯草及び廃棄物の除去その他必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告に従わない者に対し、雑草、枯草及び廃棄物の除去その他必要な措置をとることを命令することができる。

### 第3節 し尿浄化槽の管理

(し尿浄化槽の管理)

第36条 し尿浄化槽の使用者又は所有者は、河川又は水路を汚濁しないよう、当該し尿浄化槽を適正に維持管理しなければならない。

### 第4節 電波障害の防止

(電波障害の防止)

第37条 建造物を建設しようとする者又は開発行為等を行おうとする者は、当該建造物又は当該開発行為等によって付近住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめその影響が予想される地域の受信の状況を調査のうえ、必要な措置を講じなければならない。

2 建造物を建設した者又は開発行為等を行った者は、当該建造物又は当該開発行為等によって付近住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(勧告及び命令)

第38条 市長は、前条の規定に違反して、建造物の建造者又は開発行為等の行為者が、付近住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信の障害除去に必要な措置を講じないときは、当該地の電波障害の状況を調査のうえ、その者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告に従わない者に対し、その違反行為を是正するため必要な措置をとることを命令することができる。

## 第6章 公害の防止

### 第1節 規制基準

(規制基準の設定)

第39条 市長は、公害を防止するため、指定施設から発生する悪臭、汚水その他の物質（以下「悪臭等」という。）の排出許容量、濃度又は防止のための施設の構造その他必要な措置について、設置者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）を規則で定めなければならない。

(審議会の意見の聴取)

第40条 市長は、指定施設及び規制基準を定めようとするときは、諫早市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守)

第41条 指定施設の設置者は、規制基準を遵守して事業活動を行わなければならない。

(経過措置)

第42条 一の施設又は作業場が指定施設となった際、現にその施設又は作業場を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）については、当該施設又は作業場が指定施設となった日から1年間は、規制基準を適用しない。

### 第2節 指定施設の規制

(指定施設の届出)

第43条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 指定施設の種類、数量、構造及び配置
- (4) 悪臭等の防止又は処理の方法
- (5) 悪臭等を防止又は処理する施設の種類、数量、構造及び配置
- (6) 工場又は事業場の敷地面積及び指定施設の面積
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第44条 一の施設又は作業場が指定施設となった際、現にその施設又は作業場を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設又は作業場が指定施設となった日から30日以内に、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(指定施設の変更の届出)

第45条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第43条第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第46条 市長は、前3条の届出があった場合において、その届出に係る指定施設から発生する悪臭等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、規制基準に適合させるため必要な措置をとることを勧告することができる。

(実施の制限)

第47条 第43条又は第45条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の変更をしてはならない。

2 市長は、第43条又は第45条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第48条 第43条又は第44条の規定による届出をした者は、その届出に係る第43条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る指定施設を廃止したときは、その日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第49条 第43条又は第44条の規定による届出をした者から、その届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第43条又は第44条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第43条又は第44条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び命令)

第50条 市長は、指定施設から発生する悪臭等が、規制基準に適合していないと認めるときは、当該指定施設の設置者に対し、期限を定めて規制基準に適合するよう必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、第46条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、規制基準に適合するよう必要な措置をとることを命令することができる。

(指定施設以外のものに対する指導及び勧告)

第51条 市長は、指定施設以外のものから発生し、又は排出する物質によって、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、関係者に対し、公害の発生の防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

## 第7章 諫早市環境保全審議会

(設置)

第52条 市長の附属機関として、諫早市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第53条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 第40条の規定により、その権限に属させられた事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第54条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、環境保全に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第55条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第56条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第57条 審議会の庶務は、市民生活環境部において処理する。

(平22条例18・一部改正)

(資料提出等の要求)

第58条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は意見の開陳を求めることができる。

(委任)

第59条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第8章 雑則

(立入検査)

第60条 市長は、良好な環境の保全のためこの条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場、事業場その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の必要な物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定による検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収)

第61条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を侵害し、又は侵害するおそれのある者若しくはこれらの関係者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第62条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 罰則

第63条 第30条第2項、第30条の5第2項、第35条第2項、第38条第2項又は第50条第2項に規定する命令に違反した者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

(平24条例9・一部改正)

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第29条第1項、第30条の3第1項、第43条、第44条又は第45条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第47条第1項の規定に違反した者
- (3) 第60条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平24条例9・一部改正)

第65条 第30条の4又は第61条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(平24条例9・一部改正)

第66条 第48条又は第49条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第63条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の諫早市環境保全条例(昭和54年諫早市条例第14号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成22年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成23年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地下水の採取を行っている者(井戸の設置又は変更に係る工事(試掘を含む。)に着手している者を含む。)で当該地下水の採取が第30条の3第1項各号のいずれかに該当する者は、第30条の3第3項の規定による協議済書の交付を受けた者とみなす。

3 前項の規定により協議済書の交付を受けた者とみなされた者は、この条例の施行の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

附則(平成24年条例第9号)

この条例は、平成24年5月1日から施行する。